

《自動車運転代行業者様向け》

山形市タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援給付金のご案内

昨今の燃料費等の高止まりにより厳しい経営状況にある山形市内に所在するタクシー事業者様および自動車運転代行業者様に、経営の持続化の後押しを行うことを目的として支援を実施いたします。

【対象者】

「自動車運転代行業者」で、以下の①～④の全ての要件に該当するもの

- ① 県公安委員会の認定を受けている事業者であること。
- ② (法人の場合) 本社が市内にあること。(個人事業者の場合) 所在地が市内にあること。
- ③ 令和6年3月1日時点で、山形市内に営業所(※)があること。
※県公安委員会に登録されている営業所に限ります。
- ④ 下記の＜対象となる登録車両について＞に記載する対象車両が1台以上あること。

注：ただし、県公安委員会に対し損害賠償措置に関する変更の届出を行い、令和6年3月1日時点において営業を休止している事業者(以下、「休業事業者」)は、申請書の提出期間内(令和6年5月24日まで)に営業を再開した場合に給付対象とします。(この場合の登録車両は給付申請日時点の台数とします。)

【給付額】

10万円 + 登録車両1台につき1万円 (上限40万円)

例) 登録車両が2台の場合・・・10万円 + (2台×1万円) = 12万円

＜対象となる登録車両について＞

対象車両	対象外の車両
山形市内の営業所において、令和6年3月1日時点で「代行運転自動車保険」に加入している車両	山形市外の営業所において登録されている車両

※各事業者の登録車両台数は「代行運転自動車保険」の加入台数で確認させていただきます。なお、申請台数と異なる場合等はお問い合わせや関係機関に確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

【申請方法】

同封した申請書(別紙1)に必要書類を添えて、山形市役所4階公共交通課までご持参いただくか、返信用封筒に切手を貼って郵送してください。

＜申請先・お問い合わせ先＞

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25
山形市公共交通課 交通ネットワーク係
電話:023-641-1212(内線438、926)
FAX:023-623-0703
E-mail:kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(裏面に続く)

【必要（添付）書類】

(1) 請求書（別紙2）

※請求書の請求者名と、申請書の申請者名は必ず一致するように記入するとともに、押印のお忘れが無いようご注意ください。

(2) 代行運転自動車保険契約証書等の写し

※令和6年3月1日時点の加入状況と台数（契約車両の登録番号や登録ナンバーなど）が確認できるもの（休業事業者が営業を再開した場合にあっては申請日時点）

(3) 振込先金融機関口座の通帳の写し

※表紙の次の見開き部分など、「金融機関名」、「支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義（フリガナ）」が確認できる部分の写しを添付してください。

★以下の①②のどちらにも該当する場合は、通帳の写しは提出不要です。

- ① 前回（*）市から給付金を受給しており、前回指定した口座を今回も指定する場合
- ② 前回と申請者（口座名義人）が同じ場合

（*）「前回」とは、令和5年6月～8月に市が給付した「令和5年度山形市タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援給付金」をいいます。

ご不明な場合はお問い合わせください。

【申請期間】

令和6年3月22日（金）から令和6年5月24日（金）まで

【支払日】

申請書を受理した日に応じて、以下のとおり支払を行います。

申請書の受理日	支払予定日	申請書の受理日	支払予定日
3月22日（金）から3月29日（金）まで	4月4日（木）	4月30日（火）から5月2日（木）まで	5月9日（木）
4月1日（月）から4月5日（金）まで	4月11日（木）	5月7日（火）から5月10日（金）まで	5月16日（木）
4月8日（月）から4月12日（金）まで	4月18日（木）	5月13日（月）から5月17日（金）まで	5月23日（木）
4月15日（月）から4月19日（金）まで	4月25日（木）	5月20日（月）から5月24日（金）まで	5月30日（木）
4月22日（月）から4月26日（金）まで	5月2日（木）		

※申請書や添付書類に不備があった場合は、支払が遅れる場合があります。

【注意事項】

事業を廃止した場合、給付金の返還を求める場合があります。

【提出書類のチェックリスト】

	提出書類（提出の前に必ずご確認ください）	チェック欄
1	【別紙1】申請書	
2	【別紙2】請求書	
3	代行保険契約証書等の写し ※令和6年3月1日時点の加入状況と台数（契約車両の登録番号や登録ナンバーなど）が確認できるもの（休業事業者が営業を再開した場合にあっては申請日時点）	
4	振込先金融機関口座の通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、 <u>口座名義（フリガナ）</u> が確認できる部分 ★提出不要の場合があります。詳しくは上記【必要書類】（3）をご覧ください。	